

1840年代の文学市場

—— 政治詩と検閲 ——

平井昌也

序

本稿の目的は1840年代の文学市場の動向を探り、その特徴を浮き彫りにしようとするものである。言うまでもなく、この時代はドイツ三月革命前（Vormärz）と称されるもので、政治を自分たちの手にしようとするさまざまな権利を要求して立ち上がった被抑圧者たる民衆と、1840年にプロイセン王に即位したヴィルヘルム四世（Friedrich Wilhelm IV.）を始めとするドイツ封建主義的支配者層との間に、激しい対立が生じた時期である。言い換えれば、このとき勢いを盛り返してきた自由主義と、久しく権勢を振るってきた絶対主義との二極対立の構図が、極めて鮮明になった時代だとも言える。そして、その対立は文学市場において文学生産者と検閲の抗争という形で現れる。つまり、作家・出版社・書店という文学生産に携わる人々と、彼等を監視する検閲官との激しい対立が表面化することになったのである。本稿では、先ずこのような時代背景の下に発展を続けていった文学市場はどのような状況にあったのかを述べ、次に体制による市場への干渉とそれに対する文学生産者の抵抗に触れ、最後にその対立構造から導き出されるこの時代の文学市場の特質を結論として提示したい。

1 1840年代の文学市場

1840年代の文学市場には、民衆の政治意識の高まりを背景に、新聞・雑誌を含め社会問題を扱った出版物が数多く出回り、とりわけ政治詩と呼ばれるジャンルが人気を集め、市場でかなりの売れ行きを示している。1840年代の文学市場では、政治詩がその供給面において多大なる役割を果たす

ことになったが、その好況ぶりを示す実例として具体的な数字を挙げて述べていく。

最初に、40年代に至るまでの年間出版タイトル数に着目すると、その数量は急激に増加しており、1800年には2,569タイトルであったものが1843年には14,039にまで跳ね上がっている¹。そして、出版数の伸びについては、書籍の初刷りの印刷部数は一般に1800年代初頭で数百部、30年代でも約一千部であったが、40年代に入るとその数倍の部数を超えるものが出てきている。一連の政治詩人の詩集の例をとってみると、1841年から43年にかけて出版されたヘルヴェーク (Georg Herwegh) の詩集『或る生きもの詩』(*Gedichte eines Lebendigen*) は、14,000部を数えることになり²、フェラーズレーベン (Hoffmann von Fallersleben) の『非政治的歌謡集』(*Unpolitische Lieder*) の第2巻は1回の版で4,000部で、更に驚くべきことにフライリグラート (Ferdinand Freiligrath) の『或る信仰告白』(*Ein Glaubensbekenntnis*) に至っては、初版だけで8,000部を刷るまでになっている³。ここで注目すべきことは、このような出版部数の急激な伸びは、政治に題材を取った詩集が売れる商品として、当時いかに好調な売れゆきを見せていたかを示していることである。

また、出版部数の増加に応じて印税の金額も高額になっていった。例えば、20・30年代における印税の額は1,000部につき150から200ターラーであったものが、40年代の著名な政治詩人においては、その約3倍の570ターラーにまで達している⁴。ちなみにこの時代のその他の職業と比較してみると、例えば線路番の年間所得は100から120ターラーで、ギュムナージウムの教師は300ターラーであったことから、これだけでもいかに作家の収入が高額であったのかが窺い知れよう⁵。

以上のような政治詩の好況によって、このジャンルの本(詩集)は文学市場で大きなシェアを獲得し、またそのために政治詩集を出せば大きな儲けにつながるという邪な考えも出て、一獲千金を狙う俄か政治詩人も出現するほどであった。

では、このような政治詩の好況ぶりを招いた要因とは一体何であったのか。その理由として、第1に印刷技術の発達と高速印刷機や大量印刷機な

どの印刷機の導入によって、素早く、大量に出版物を市場に出すことが可能となり、それが価格破壊につながり、手軽に本を入手することが可能となったこと、第2に文学市場が整備・確立されたことなどが挙げられる⁶。だが、これらの要因は政治詩需要の副次的な要素に過ぎず、何よりも注目すべき重要な第3の点は、民衆の政治意識の高まりが政治詩の需要を促進したことにある。青年ドイツ派 (Das Junge Deutschland) にみられるような自由主義の理想は30年代に一旦は潰えたものの、その時に蒔かれた種は40年代に入って芽を吹いた。30年代末に始まった産業の発展による市民階級の経済力の強化によって、市民の社会的向上意識が刺激され、市民は絶対主義体制下における不自由な環境に窮屈を覚え始めた。そこで、政治的権利や自由を求める自由主義的反体制運動の機運が再び生まれ、やがてこの波は以前にはなかったほどの高まりを迎えることになったのである。また彼等の政治的関心は文学生産に影響を与え、政治に関することを知りたい読みたいという市民の知識欲は、政治詩が流行する土台となり、またそれによって時には詩人は彼等から思想的指導者の役割を求められることもあった。しかし、執筆活動を旨とする政治詩人が自由主義思想の牽引役を果たすには、当然出版の自由の保証が前提とされるが、一方そのような自由の要求も体制側にとっては単なる危険思想に過ぎず、ここに反乱分子の一掃を図らんとする国家の抑圧策、即ち検閲と詩人たちの衝突が生じたのである。そして40年代は、この両者の対立が極めて顕著に表れた時代であったのだ。

2 検閲と抵抗運動

1840年代の文学市場における検閲とその抵抗運動について事例に照らし合わせながら考察していくが、その前に半世紀ほど遡って、検閲の果たした役割を簡単に振り返ってみることにする。

18世紀末から19世紀前半にかけて、この期間における検閲の歴史は自由主義運動のうねりと切り離せない関係にあり、この両者の関係を抜きにして検閲を語ることはできない。それに加えて、自由主義思想の中核概念の一つに「出版の自由」(Pressefreiheit)なる概念があったという事実には注意を向けておく必要がある。この概念は単に検閲の廃止を意味するだけ

ではなく、公的生活における自由への要求を表すスローガンでもあり、自由主義思想の中に出版の自由という概念がその成立から既に内在していたことは⁷、自由主義運動と検閲の対立が初めから運命づけられていたことを物語っている。

検閲が激化するのには、ドイツにフランス革命の影響が浸透し始めてきた1790年代からのことで、その目的は自由主義的風潮を封じ込めることにあったが、この時期のドイツには社会変革を可能にする土壌はまだ整っていなかったもので、検閲は体制の思惑通り十分にその役目を果たすことになった。18世紀に入り、検閲制度はナポレオン支配下のドイツ解放政策によって一度は比較的緩やかなものになるものの、間もなく対仏戦争でフランス軍が敗退しナポレオンの政策が退けられ、それも一時的なものに終わる。そのとき「復古主義」(Restauration)と呼ばれるナポレオン支配以前の旧支配体制への立ち戻りがなされた。その封建体制の象徴的出来事として1819年にカールスバートの決議が採択され、これは大学法・出版法・煽動者取締規定の3部からなる強力な反動法で、これから後のドイツの検閲を決定づける重要な法律なのだが、これによって新聞・雑誌・書籍などの全ての出版物は検閲を受けることが義務付けられた。またこの法では、20ボーゲン(Bogen)以下の出版物は全て事前検閲を受けることも定められている⁸。ボーゲンとはA判・B判などの規格に合わせて大裁ちにした「全紙」と呼ばれるもので、一般的に1ボーゲンは1冊の本の16ページ分に相当するのだが、それゆえ20ボーゲン以下、即ち320ページ以下の書物は事前検閲を受けることがこの検閲法で定められたことになる。この法が制定された結果、自由主義や人道主義の理念を公然と口にすることは難しくなっていて、検閲は詩人や哲学者の著作を徹底的に荒らしまわり、そうしてこの反動的な出版法は「暗黒の20年代」と呼ばれる保守旺政の時代を支えたのである。続く30年代には青年ドイツ派に代表される自由主義運動が盛り返すものの、1835年に政府は新たに青年ドイツ派に由来する全ての書物を法的に禁止することで、反体制運動を再度押さえ込むことに成功した。青年ドイツ派はジャーナリズムと密接なつながりを持っており、彼等は数多くの新聞・雑誌を世に送り出していたので、当局は書籍だけに限らずそのような定期刊行物にも目を配らねばならず、その種の出版物をも厳しい監視下

に置くことで⁹、遂に30年代の改革運動は暫く消え去ることになったのである。

30年代までの流れを概観してみると分かるように、検閲は既存の国家体制を維持し、それを危険に陥れるものを排除するという機能を有し、国家の意思に逆行する動きをことごとく阻んできた。30年代までの体制と自由主義派の対立の経過を見る限り、検閲を行う側、国家が常に勝利してきた事実は否定できないであろう。加えて、出版の自由と自由主義とはその発端から結び付いていたということ、また自由主義と検閲は歴史的に見て表裏一体の関係を成して来たということに注目されたい。

続く40年代に再び生じた反体制勢力は、それまでの運動とは全く違う大きな規模であったので、保守勢力の巻き返しは以前にも増して激しく推進されていった。そのような当時の状況に関しては、マルクス(Karl Marx)の政治論文である『プロイセンの最新の検閲訓令に対する見解』(*Bemerkungen über die neueste preußische Zensurinstruktion*)から窺い知ることができる。この論文は、1841年12月24日にプロイセンで検閲令が新しく制定されたのを機に、深刻なほど過激さを増したこの法の反動性を批判して、1842年2月10日に書き上げられたものである。この論文中で彼は、この新たな条令の中の「国家行政に対する批判は、その傾向(Tendenz)が善意から出ている場合にのみ許される」という文言からこの法を「傾向取締法」(Tendenzgesetz)と名付け、旧検閲法ではこの言葉は使われていないにも拘らず、今回この言葉が使用されていることの意味深さを指摘している¹⁰。何故なら、このような傾向法には客観的な基準は存在していないからで、それゆえマルクスは、この法令をテロリズムに他ならない悪法で国民に対する侮辱である、と強い調子で批判している。更に彼は、官憲が全権を掌握する警察国家の危険性に言及し、結論として、反合理主義に基づく検閲制度の根本治療とは、即ちこれを廃止することである¹¹、と締めくくっている。以上のようなマルクスの検閲に関する政治発言は、国家の文学市場への介入が如何に深刻なものであったのかをよく示している。そしてついであるが、彼のこの発言は当然ドイツでは公表されず、1年後にようやくスイスで日の目を見ることとなった。

3 40年代の文学市場に対する弾圧

それでは、封建的國家の反動政策が猛威を振るった40年代に至るまでの歴史を簡単に振り返ったところで、次に文学市場への國家の介入について考察したい。

前述したように、マルクスは法令中の文言に示されている検閲基準の曖昧さを指摘しその不備を批判しているが、彼が言う通り監視される側、即ち文学生産者にとってこれほど厄介なことはないであろう。何故なら、何を書くことが許されているのか分からない、ゆえに何を書いていいのか分からない、という不都合が生じてくるからである。その反面、取り締まる側にとっては基準をはっきり設定して弾圧の行動半径を狭めてしまうより、曖昧なままにしておいた方が好都合であることは言うまでもない。しかしマルクスが指摘しているように、実際に基準が不確定な法であっても、個々の検閲の実例を検証していくことによって、何が許され何が禁じられていたかの取締基準の境界線が浮かび上がって来るに違いない、というのがここでの主張である。次に具体的な検閲例を検証することで、その基準を明らかにしたい。

先ず第1に、王や君主を指す言葉を直接的に使用している個所が問題にされた例である¹²。ここでは、「王」(König)・「君主」(Fürst)などの最高権力者を直に指す言葉が禁止されている。しかしながら、統治者を表す言葉であれば直ちに禁じられていたわけではなく、そのような言葉の使用が臣民としての服従やへり下った姿勢からなされているなら許されており、許可されないのは、それが思い上がった高慢な姿勢から発せられた場合であった。これは不敬罪とでも言えるものであろう。

第2に、「自由」(Freiheit)という言葉の使用が禁止されていた例を見してみる。この言葉を使用する際に、その意味内容が明示性を持たず抽象概念として用いられているか、或いは外国支配からの祖国の解放を意味する(これは特にナポレオン戦争の経験に基づいている)ものとして使われている場合は、特に問題とはされない。しかしこの言葉が国内での政治的自由、ましてや憲法によって保証される自由を意味しているなら、出版許可

など全く考えられないことであった¹³。

第3に、「刺激語」(Reizwort) という基準で、これは民衆の感情を刺激するような言葉を指しており、民衆に具体的な政治的事実や対象を連想させ、人心を刺激するような一定の言葉が不許可とされていた例である。そのため、詩人は詩の中の政治的な表現をカムフラージュして目立たなくするのだが、一方読者は詩の内容を現実の政治的事柄と結び付けて考えれば、その言葉の隠された真の意味を理解することができた。その駆け引きについては、ホフマン・フォン・ファラースレーベンの例を紹介しておく¹⁴。彼は検閲対策のために詩の中で、単に Wort, Versprechen という言葉を使用するに留めているのだが、もし読者が文脈と政治的事実との関連性を合わせてこの言葉の指示内容を考慮するならば、二つの言葉はそれぞれ Fürstenwort, Vefassungssprechen を指しているのだと、容易に推察することができたわけである。しかしこの方法は残念ながら検閲官に見破られ、出版不許可の処分を受けることになった。

4番目として挙げられるのは最もよく知られている基準で、これは説明するまでもないと思われるが、政治に関して述べた個所が問題にされた場合である。一般に政治に関する発言は全て禁じられており、中でも具体的に現実の政治を示唆するものがあれば、それは確実に発禁処分を受けた。

以上四つの点を整理すると、第1の例のように君主などを指す言葉を使用禁止にすることで、支配者と被支配者の身分の上下を民衆にわきまえさせ、そして第2の例のように、自由という言葉を使用禁止にすることによって民衆を今ある身分に束縛し、階級制社会の維持を図ったと思われる。次に第3、第4の例のように、刺激語と政治的発言を排除することで社会変革への意識の芽を摘み取ろうとし、そうすることで国家は既存の社会体制を覆す変革を阻止しようとしたのである。そしてこの点を踏まえたならば、検閲を体制維持のための手段として利用しようとした権力側の意図は、想像に難くないものとなるであろう。

さて、このように国家は自己保存のために常に自由主義思潮を封じ込めようとしてきたが、40年代の反体制運動はそう簡単に圧殺できるものではなかったので、体制側は出版法の度重なる変更整備によって国家の監視を

強化し、先に述べた基準をもとに苛酷な出版弾圧策を展開していくことになった。その様子について、これから述べることにする。

40年代に入って間もなく重苦しい反動的な雰囲気ドイツ領邦内に立ち込め、それに呼応して国家の文学市場への介入はその激しさを増し、反体制派への法的処罰の執行例数も増加していった。政治詩に関しては、作者の知名度、政治的反響の大きさ、公表されることによる危険度に応じてランク分けされ、そのランクに従って処罰された。処罰の一つめには政治的な監視が付けられたり、二つめに国外追放命令が命じられたり¹⁵、しかもこの追放処分が決定されるときには、当該人からの事情聴取なしに行われることが普通であった。三つめに煽動罪や反逆罪による逮捕が執行されて、その後3日から6週間の自由刑、或いは5ターラーから10ターラーの罰金刑が言い渡されていた。特に、プロイセンの刑罰は一段と厳しく、罰金の上限は10倍の100ターラーに達し、検閲逃れには6週間の自由刑、検閲法違反は半年から2年の城塞禁固刑という重刑が下されていた。また他国で刑の重さを決める基準となっていた政治発言の社会的反響の大きさは、プロイセンでは全く考慮されなかった。つまり、政府に対する非難や批判が実際に社会にどれほどの効果を与えたのかは問題ではなく、そのような文書を公にしたという事実自体で重罪に相当するとされたのである。そして有罪となった出版社の3分の1は営業権を剥奪され、それによる経済的な圧迫はかなりの効果を上げた。なかでも出版社に経済的打撃を加えるもので何よりも恐れられていたのは、出版物の押収であった。そこから生じる損失は極めて多大なものだったので、一度差し押さえを受けると最悪の場合出版社は倒産する、というような極めて深刻な事態に陥った。それゆえ取り締まる側にとっては、検閲による押収という手段は極めて有効な切り札であった。このように、検閲は自由主義陣営における文学生産を成り立たせなくするほどの強い力を有していた。

4 文学生産者側の対抗策

以上のように、文学市場に対する抑圧策は強化されていったが、勿論政治詩人たちはそれで沈黙してしまうようなことはなかった。そのため、国家の圧力に反対せんといろいろな対抗策が講じられるのだが、その第1段

階として国内での抵抗運動が挙げられる。この段階での手段の一つに自己検閲がある。これは違法とされる危険性のある言葉をあらかじめ使わないようにして、出版の認可を受けやすくしておくのである¹⁶。しかしこれがエスカレートしていくと、検閲官による勝手な改作へと進んでいくことになってしまう。つまり、検閲官が作者の同意を得ずに勝手に問題箇所を書き変えたり、削除したりするなどして、元の作品が台無しになって出版されるケースが出て来る¹⁷。違法だとされた作品は出版を差し止められて葬り去られるか、さもなくば問題箇所を書き直して出版許可を受ける方法を取るようになっていたのだが、しかし厳しい検閲下で大幅な変更が加えられた後の作品では、読者に作者の真意が伝わりにくいものになることが頻繁に起こっていた。

そこで、検閲対策は第2段階へと移行していく。周知の通り、検閲には出版前に行われる事前検閲と出版後に行われる事後検閲があり、出版法では出版物の量が20ページを超すものについては、事前検閲は免除されて事後検閲が行われる決まりになっていたが、そこに盲点が存在する。つまり20ページを超える書物であれば、違法とされる表現を使っても検閲を受けるのは出版後なので、差し押さえが決まる以前に印刷したものをさばききってしまったら、押収を心配する必要はないことになる。また作者も警察が動き出す前に、出版後すぐに国外へ亡命すれば逮捕されずに済むのである。この方法を用いた例が、フライリグラートの詩集『或る信仰告白』である。彼はこの詩集の量を20ページ以上にするために、1ページにつき2連（16行）だけしか載せず、また各々の詩の前に白紙の前扉を付けることで本の分量の水増しをして事前検閲を回避し、詩集が出版される前にベルギーに亡命した¹⁸。別の検閲対策の実例として、ディンゲルシュテット（Franz Dingelstedt）の『コスモポリタン的一夜警人の歌謡集』（*Lieder eines kosmopolitischen Nachtwächters*）の例がある。この例では、先ず違法箇所をあらかじめ削除してある検閲対策用の初版本の一部を当局に提出し、その初版は注文を受けていなくても書店に全て卸してしまい、その後すぐさま削除箇所を元どおりにした完全版を第2版として販売したのである。そして第2版を迅速に販売することによって、本が輸送途中で押収されたり、本屋で差し押さえられたりするのを防ぐことに成功した¹⁹。

それ以外にも、発禁処分を受けた本を中身はそのまま、タイトルだけ差し換えて販売する手段などがあったが²⁰、しかしやがて一段と激しさを増していく当局の厳しい監視によって、これらの対抗策も安全ではなくなった。摘発と押収による多大な経済的損失の危険性を伴う政治詩の出版は、たとえそれが売れる商品であってもリスクの大きな賭博性を持った商売となり、倒産を恐れた出版社は政治詩の出版から手を引き始め、結局綿密な国家管理の下での違法な政治詩の出版は不可能になっていったのである。

しかし政治詩人と同様に、進歩的な出版者は出版界に対する政府の圧力に屈してしまうようなことはなかった。その顕著な例がユーリウス・フレーベル (Julius Fröbel) である。彼はドイツの反体制的市民運動をイデオロギー的に支援するため、スイスに「ダス・リテラーリシェ・コムトール」(Das Literalische Comptoir) という名の出版社を設立し、数多くの反体制的政治詩集を世に送り出していった。

政治詩の出版に力を注いだフレーベルの政治的理念は、彼の言動に表れている。「私の考えは純粋に政治的なものであり、軽率なまでに経済的な利害は考えの外にあった」という彼の言葉通り²¹、フレーベルは利益を度外視して政治詩を出版することで、自由主義陣営からの政治闘争に連帯していったのである。そして彼の出版社は検閲によって一時は倒産の危機に陥ることもあったが、ドイツで発禁になった著作を次々に発刊し続けた。そして、これが第3の段階を示している。つまり、文学市場への激しい弾圧によってドイツで出版不可能になった本が外国で出版される段階に、検閲対抗策は移行したのである。そしてこの経過は、政治的著作を創作する作家たちは国内の検閲を逃れることで、政治に触れさせないようにする政府の外圧を断固として拒否する姿勢を取っていた、ということを示している。

ドイツ亡命詩人たちは検閲法違反容疑による逮捕を恐れ、詩集を出した後、国外へと逃れ、そして出版の自由を勝ち取るための抵抗運動を続ける場所を外国に、特にスイスのドイツ語圏に求めた。具体的には、チューリヒとヴィンタートゥアにあるフレーベルの出版社や彼と志を同じくする出版社・印刷所が受け入れ先となり、それらスイスの書籍業者と亡命詩人たちは手を結んで、文学市場における自由主義思想を貫徹しようと様々な手

段を用いて抵抗運動を続けた。詩人たちのそのような姿勢についてカール・ハインツェン (Karl Heinzen) は1845年に出した彼の政治論文集『20ボーゲン以上』(Mehr als zwanzig Bogen)の中で、「自分の著作を狡猾な警察の手からできるだけ遠ざけることは、ドイツの作家の名誉となっている」と語っている²²。

では、スイスの出版社と政治詩人たちの抵抗運動を具体的事例を引きながら言及する。ドイツで出版することが困難になった政治詩はより危険性の少ない外国で印刷されるに至ったのだが、しかし印刷した後どのようにしてドイツ領邦内へ持ち込むかという、新たな問題が生じた。そこで練られた策は、次のようなものである。まず、出来上がった本のタイトルの付いた表紙を切り離して、本体に政治色のない別のタイトルが記された表紙を付けてドイツに送る。例えば、先ほど名前を挙げたハインツェンの場合、本当の題の『ドイツ革命』(*Teutsche Revolution*)の代わりに『獣医学論集』(*Archiv für Thierheilkunde*)という題が付けられてカムフラージュされている²³。次に、本当のタイトルはペライベートな旅行でドイツを訪れているふりをした偽装旅行者が密輸入する。それをドイツの出版社が受け取り、続いてあらかじめ連絡を受けているドイツの書籍取次業者が素早く、こっそりと書店に配送する。この一連の作業が迅速に行われたので、暫くは警察の手入れの機先を制することに成功した。しかし当局の反応は素早く、国境の警備は嚴重にされ、摘発が強化された。そのため出版社は、新たな密輸経路の開拓に乗り出さねばならなくなったのであるが、その具体例としてフレーベルの例を挙げておく。

彼は警備の嚴重なスイスと南ドイツの国境を避けるために、最初に書籍をチューリヒから陸路フランスを経てロッテルダムに送り、次に海路をハンブルクに向けて進み、エルベ川を遡ってアルトナへ輸送した²⁴。厳しい国境警備を避けるにはこのように手の込んだ、費用のかかる輸送路を取らざるを得なかったのである。それでは何故陸路でベルギーやオランダから密輸しなかったかという疑問も生じるかと思われるが、この両国もまた亡命詩人の主な活動地としてドイツから目を付けられていたために、これらの国を経由して書物を持ち込むには危険が伴い、それゆえ上述のような迂

回路が取られたのである。

このように大変な迂回路にかかる余計な輸送費に加え、相次ぐ押収による損失で、フレーベルの出版社も例外ではなく倒産の危機にさらされることもあったが、よく持ちこたえて1848年のドイツ三月革命に繋がる運動の一翼を担い続けた。

5 結 論

これまで述べてきたように1840年代に再燃した自由主義思潮は、30年代のそれとは違い、ドイツ資本産業の発展による市民階級の勃興に後押しされて勢いを増し、その流れは文学市場においても顕著に表れた。30年代は散文が運動の中心的役割を担っていたのだが²⁵、40年代ではそれに変わって詩が、特に政治詩というジャンルが流行して、やがて改革運動をリードする形で市場に送られ続けた。それまでのドイツは、反対勢力をことごとく封じ込めてきた保守派の一極支配で治められてきたのだが、それに逆行するグループが出てきたことで、自由主義と絶対主義という対立構図が先鋭化した。そこで反動的保守国家は革新的な政治詩に徹底した弾圧策で臨み、これを根絶しようと躍起になった。その抑圧政策はそれ以前にはみられなかったほどの強力なものであったわけだが、そのような当局の動きは、逆に言えばそれだけ政治詩の影響力の大きさを物語っており、また権力側が如何にこの種の詩の存在を恐れ、その動向に注目していたかを示している。国家は自己の保身のために検閲という切り札をもって反体制派の掃に乗り出したのだが、だからといって詩人たちはそう簡単に筆を折るようなことはなく、忍耐強く抵抗し続けた。それでは、詩人たちのこのような強固な姿勢は一体何処に由来していたのか。この疑問の答えを探し出すことが、40年代の文学市場の特徴を解き明かす鍵になると思われる。

ここでは、1830年代の文学運動との比較を手掛かりにしなが、今提示した問題の答えを探ることにする。

30年代においてもその初頭から自由主義運動が進んで、出版への国家の干渉に反対する市民運動が起こったため、急進的な新聞や反体制派の著作を支援する「出版同盟」が設立されたり、出版の自由を求める運動が展開

されることもあった。しかしこの動きは民衆に広く浸透することなく、結局は国家の前に粉碎されてしまった。文学市場では、官憲から青年ドイツ派と名付けられた作家たちが反政府的創作活動を推進したが、当局による厳しい検閲に加え、1835年12月10日に青年ドイツ派に属する一連の作家の全ての著作を発禁にすることが法的に定められ²⁶、この法が決定打となって彼等の活動は殆ど消滅してしまった。彼等が抵抗し続けられなかった大きな理由は、この時期のドイツの自由主義運動は中途半端なもので徹底さに欠けていたからだが、その性質は文学運動にも共通しており、青年ドイツ派の運動には統一が取れておらず、それゆえこの派の指導者たちはあっさりと戦線から離脱していったのである²⁷。

それに対して、40年代の政治詩人に代表される自由主義的進歩的作家たちは、検閲をもちや耐えられない監視と感じており、検閲に譲歩する姿勢をとるような後退は少なくなっている。フレーベルの出版社に参加し、やがて三月革命後にフランクフルト国民議会に左派として加わったアルノルト・ルーゲ (Arnold Ruge) という自由主義陣営の作家がいるが、彼の発刊していた『ドイツ年鑑』(*Deutsche Jahrbücher*) という雑誌がザクセン政府から発禁処分に処されて間もなく、ルーゲは1843年の書簡の中で「我我は今や全く新たな道を切り開いて進まねばならない。そして出版の自由を即座に手に入れなければならない」と表明している²⁸。ここに表れているのは、この時代の進歩的作家たちに共通している決意、即ち検閲に屈することなく、国家の理不尽と戦い続ける強固な姿勢を貫くのだ、という強い信念である。

本稿の最初で、40年代の文学市場における政治詩の流行に応じて印税の額が高くなったこと、またそのために俄か政治詩人が出て来るほどであったことを述べた。しかしそれほどの収入額であっても、政治詩を出すことで逮捕や監視の危険性にさらされ、創作活動を続けることが困難になり、また祖国を捨てて外国で転々と移り住まなければならない不便を考えると、決して高額であったとは言えない。それに政治詩集を出せばすぐに富と名声が得られたという安易な状況ではなく、それはむしろごく限られた有名な詩人にだけ当てはまることであった。それというのも、詩人には読

者の厳しい目が向けられていたからである。政治詩がもてはやされて、確かに政治詩人は短期間に名声を得ることができたが²⁹、しかしそれにはそれ相応の犠牲が要求された。その犠牲とは、今述べた国家による弾圧措置にさらされたり、官憲の手から逃れるために亡命することを余儀なくされるといった窮地に立たされることを指している。一方で読者は、詩人が公言したことに責任をもって口先だけではなく実際に行動しているか、筆にしたことを我が身をもって実践しているかに注目しており、その基準に合致しない者はそっぽを向かれたのである³⁰。そこには民衆のシビアな目があり、彼等は政治詩人の活動を支えた反面、詩人の政治的行動を監視するチェック機関としての役目も果たしていたのだが、この政治詩受容者の注目すべき機能をここで指摘しておきたい。

検閲は直接的には文学生産者を圧迫するものであるが、同時にそれは間接的に文学の受容者たる民衆の思想を抑圧することを意味する。40年代に入って市場に出回る出版物の数は爆発的に伸び、それに比例して政治的著作の数も急激に増加したが、他方それに従って検閲の執行例も増え、それが結果的に検閲官と関係当局の威信の低下につながるようになった。何故なら、検閲を受けて削除を受けた出版物が後に削除されていない元の形で出版されたり、出版法違反の裁判記録の公開によって、検閲のあまりに恣意的で奇妙な執行例が民衆の前に明らかにされたりしたからである³¹。またそれに付随して、検閲対象になった本は検閲を受けた例として紹介されることでかえって注目を浴びることになり、更に「不適切な書物」を文学市場から締め出すという目的とは正反対に、検閲は問題の本の売上げを伸ばすことに貢献する羽目に陥ったのである³²。このように、検閲は権力側にとって不都合なものを覆い隠すという本来の目的に反して、自らの正体を暴露してその横暴な行為を公に知らしめることになり、その結果、市民の間に検閲への不信感が生まれ、検閲官の社会的信用は失われていった³³。

政治詩と検閲の対立は民衆の検閲批判を促すことになり、そして読者は検閲と対決する政治詩人の行動にも注意を向けるようになった。それによって政治詩人一般はふるいにかけられ、危険を伴う執筆活動を実行する固い意志をもった真の政治詩人だけが残った。つまり、検閲は民衆の二つの

批判の目を、即ち検閲それ自身に対する批判と、真の政治詩人を見分ける目を生み出した。それゆえ、詩人たちにとって自分が自由主義作家の枠内に入っているかどうかは重大な関心事で、金銭より政治的名声を失う方が彼らにとっては恐怖となったのである。例えば、フライリグラートは政治詩人へと転向する前の1842年以来、プロイセン国王から年300ターラーの名誉年金を受け取っていたが、生活苦にもかかわらず、1844年には自らの政治的信念に基づきこれを放棄したことは³⁴、そのような状況をよく示している。このように、詩人たちは常に民衆の目にさらされることによってその行動をチェックされ、自己の自由主義的立場を貫く姿勢を維持させられたのである。

また検閲が直接に詩人たちに及ぼした作用として、次のようなことが言えるのではないか。つまり、詩人たちは自己の政治的姿勢を試すかのように行われた厳しい検閲を何度も乗り越えることによって鍛え上げられ、その結果政治的徹底性を身に着けることができたのだ、と。厳しい環境下で生きるものが遅くなっていくように、国家権力の抑圧に抗う政治詩人の強固な姿勢は、まさに激烈な検閲とその検閲によって刺激された読者の厳しい目という過酷な環境によって培われたのだ、とする見方は決して的外れではないだろう。別な表現を用いれば、自由主義の流れをせき止めようとする検閲は、政治詩人にとって彼等の覚悟のほどを試す「踏み絵」としての機能を有していたということであり、同時に検閲は反体制的文学運動を押さえ込もうとするその意図に反して、かえって政治詩人たちの姿勢を硬化させ、結果的に改革運動を加速させたことは、注目すべき事実である。

（本稿は、去る平成7年7月21日に開かれた関西大学独逸文学会第81回研究発表会での発表原稿に、加筆・訂正を行ったものである。）

注

- 1 Winckler, Lutz: *Autor-Markt-Publikum. Zur Geschichte der Literatur-Produktion in Deutschland*, Berlin 1986, S. 25.
- 2 Lutz, Bernd(Hrsg.): *Metzler Autoren Lexikon*, Stuttgart 1986, S. 270.
- 3 Reisner, Hanns-Peter: *Literatur unter der Zensur*, Stuttgart 1975, S. 60.
- 4 Ibid., S. 59.
- 5 当時 1 ターラーは約1.7グルデン (Gulden) に相当し、ビスマルク時代には 3 マルクに相当する。
- 6 Vgl. Winckler: a a. O., S. 25.
- 7 Fischer, Heinz-Dietrich: *Handbuch der politischen Presse in Deutschland*, Düsseldorf 1981, S. 47.
- 8 Ziegler, Edda: *Literarische Zensur in Deutschland 1819-1848*, München 1983, S. 8.
- 9 Breuer, Dieter: *Geschichte der literarischen Zensur in Deutschland*, Heidelberg 1982, S. 178.
- 10 Marx, Karl/Engels, Friedrich: *Werke*, Bd. 1, in: *Bemerkungen über die neueste preußische Zensurinstruktion*, Berlin 1961, S. 14. なお邦訳については『マルクス＝エンゲル全集第 1 巻』（大内兵衛・細川嘉六監訳 大月書店 1959年）を参照した。
- 11 Ibid., S. 25.
- 12 Reiser: a. a. O., S. 95.
- 13 Ibid., S. 91.
- 14 Ibid., S. 102.
- 15 Häntzschel, Güntez(Hrsg): *Gedichte und Interpretationen*, in: Prümm, Karl, *Selbstporträt der »politischen Poesie«. Zu Robert Prutz' Gedicht »Rechtfertigung«*, Stuttgart 1983, S. 184.
ローベルト・E・プルツは彼の詩集が検閲法に違反したという理由で、ザクセン＝ヴァイマルから追放処分を受けた。
- 16 ゲオルク・ヘルヴェークをはじめ多くの詩人たちが検閲対策として自己検閲を用いたが、その中でも特記すべき詩人はハイネ (Heinrich Heine) である。青年ドイツ派の著作を禁じた1835年の連邦決議以降、彼はこの戦術を効果的に用いた。
- 17 Houben, Heinrich Hubert: *Verbotene Literatur von der klassischen Zeit*

- bis zur Gegenwart*, Bd. 1, Hildesheim 1965, S. 615.
- 18 Hans, J. Schütz: *Verbotene Bücher*, München 1990, S. 128.
 - 19 Breuer: a. a. O., S. 177.
 - 20 Hans: a. a. O., S. 120.
 - 21 Fröbel, Julius: *Ein Lebenslauf*, Bd. 1, Stuttgart 1890, S. 95.
 - 22 Reisner: a. a. O., S. 78.
 - 23 Ibid., S. 82.
 - 24 Ibid., S. 83.
 - 25 Heidrun, Kämpfer-Jensen: *Lieder von 1848*, Tübingen 1989, S. 20.
 - 26 Mönch, Walter: *Deutsche Kultur*, München 1971, S. 263.
 - 27 Hans: a. a. O., S. 131f.
 - 28 Reisner: a. a. O., S. 77.
 - 29 Häntzschel: a. a. O., S. 183. 政治詩の好況振りには目を見張るものがあったが、加えてこのときそのような大きな反響に導かれて、ヘルヴェークなどの著名な政治詩人たちを英雄に祭り上げる現象も生じた。
 - 30 Reisner, a. a. O., S. 79.
 - 31 Obenaus, Sibylle: *Literarische und politische Zeitschriften 1830-1848*. Stuttgart 1986, S. 53.
 - 32 戸叶勝也:『ドイツ出版の社会史』, 三修社, 1992年, 156ページ以下参照. ハイネは自分の著作が検閲によって短縮されて出版されるのを嫌って、彼の出版社であるカンペ (Julius Campe) と互いに新聞紙上で公開書簡を発表して論争し、そのことが検閲の存在を広く知らしめると同時に、彼の著作の売上げを伸ばすことになった。
 - 33 Reisner, H. P.: a. a. O. S. 79. 検閲官の社会的信用が失墜した結果として、例えば民衆の間に次のような反応が起こった。バーデンでは「反検閲官協会」(Anti-Censor-Verein) が設立され、検問官とは婚姻関係を結ばないことや、それどころかダンスをすることさえ禁止することが決められた。また当地の紳士同盟は、検閲官やその家族との交際を断つことを取り決めた。
 - 34 H. J. ゲールツ:『ドイツ文学の歴史』, ワイマル友の会訳, 朝日出版社 1978年, 400ページ参照。

Der Literaturmarkt in den vierziger Jahren des 19. Jahrhunderts

— Die politische Lyrik und die Zensur —

Masaya HIRAI

Nach den Befreiungskriegen gegen Napoleon verstärkte sich die Restauration im Deutschen Bund, was zur feudal-konservativen Herrschaft zu Beginn des 19. Jahrhunderts führte. Dagegen gewann der bürgerliche Liberalismus in den dreißiger Jahren seine Macht wieder. In den vierziger Jahren gewannen dann, unterstützt vom wirtschaftlichen Aufstieg des Bürgertums, die liberalen politischen Bewegungen immer mehr an Bedeutung. Die absolutistischen Regierungen versuchten sie zu unterdrücken. Der Gegensatz zwischen Bürgertum und Fürstlichkeit trat besonders in der Zeit des „Vormärz“ stark hervor und übte große Auswirkungen auf den damaligen Literaturmarkt.

Auf dem Literaturmarkt manifestierte sich der Konflikt der zwei einander widerstrebenden Mächte als Kampf zwischen politischer Lyrik und der Zensur, die ihren Ursprung in den 1819 gefaßten „Karlsbader Beschlüssen“ hatte.

Die politischen Dichter forderten das Volk zur Revolution und politischen Reform auf. Deshalb wurden ihre politischen und literarischen Werke vom Publikum, das mit der Regierung unzufrieden war, begeistert aufgenommen. Die politische Poesie spielte im Vormärz eine große Rolle, und ihre Vertreter, wie Ferdinand Freiligrath und Georg Herwegh, wurden zu gefeierten Heroen. Der durchschlagende Erfolg der politischen Lyrik gab den Behörden Anlaß, den Buchmarkt zu kontrollieren. Unter der

immer schärfer werdenden Zensur schienen die demokratischen Bewegungen, wie „Das Junge Deutschland“, vorübergehend zu verschwinden. Doch um 1840 traten sie wieder hervor, denn in dieser Zeit beugten sich politische Lyriker nicht länger vor Repression und Zensur. Das gesteigerte politische Bewußtsein des Volkes manifestierte sich auch in der Unterstützung der Lyriker auf der liberalen Seite.

Der Buchmarkt Deutschlands im 19. Jahrhundert erreichte eine imposante Ausdehnung und gewann ständig neue Leserschichten. Während die Lyriker die liberale Volksbewegung leiteten, stützten ihre Leser, deren Interesse für Politik in dieser Zeit lebhaft zugenommen hatte, literarische Tätigkeit und Veröffentlichung im Vormärz. Aber die konservativen Machthaber, die vor den bürgerlichen politischen Bewegungen Furcht hatten, hemmten den freien Umlauf der Bücher liberalen Inhalts. Es gab keine Pressefreiheit, die die unentbehrliche Voraussetzung für die Entfaltung eines freien Literaturmarkts wäre. Doch die verschärfte Zensur konnte die liberale Strömung auf dem Literaturmarkt nicht mehr unterdrücken. Politische Lyriker ertrugen den Druck der Behörde. Es schien, als würden sie durch die Zensur gestählt.

Auf dem Buchmarkt der vierziger Jahre ragt deutlich der Konflikt zwischen politischen Dichtern und Zensoren hervor. Die absolutistischen Regierungen verwendeten die Zensur als ein endgültiges Mittel zur Repression. Doch sie erreichten damit nur das Gegenteil: Die strenge Zensur führte dazu, daß sich die Dichter mit der etablierten Ordnung stärker auseinandersetzten. Die literarischen Aktivitäten der politischen Lyriker trugen zur kurzzeitigen Realisierung der Revolution im März 1848 bei.